

## 別紙 保育が必要な理由（新2号認定・新3号認定を受けるための事由）

預かり保育，認可外保育施設等の利用料に係る無償化の給付を受ける場合は，保護者のいずれもが，次の①から⑨の保育が必要な理由のいずれかに該当し，認定を受ける必要があります。

認定を受けるためには，「保育が必要な理由書」と各理由に応じた下記の「添付書類」の提出が必要です。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1箇月48時間以上就労していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書様式3</li> <li>・スケジュール申告書様式4(変則勤務の方)</li> </ul>	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の写し又は出産証明書</li> </ul>	出産日から8週間後の月末まで
③保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し</li> <li>・診断書</li> <li>・その他疾病・障害の程度が分かる書類等</li> <li>・スケジュール申告書様式4(生活に制限のない方)</li> </ul>	新3号：満3歳になった日以降の最初の3月31日まで 新2号：卒園まで
④同居又は長期入院等している 親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳，療育手帳，介護保険被保険者証の写し</li> <li>・診断書</li> <li>・その他介護・看護の必要性が分かる書類等</li> <li>・スケジュール申告書様式4(必須)</li> </ul>	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> </ul>	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動申告書様式4-2</li> <li>・活動内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)</li> </ul>	概ね90日
⑦就学 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法に規定する学校等に在学していること</li> <li>・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書</li> <li>・スケジュール申告書様式4(時間割でも可)</li> </ul>	卒業(修了)予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から，上の子どもが継続して施設等を利用していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書様式3</li> </ul>	市町村が認める期間
⑨その他，上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所，支所にお問い合わせください。</li> </ul>	